

次議

窮ハ國家ノ選良トシテ深川二十萬ノ代表者タリ然レ
 尚木場三千ノ製材職工ノ生活ヲ保証スル製材協會長
 ニ依リナカラ野蠻極マル非紳士的殺人ヲ敢ルシタル貴
 下ヘテ回ノ解雇ハ恐ラク貴下平常ノ公言ハ皆ノミ
 入其ノ及トス所ハ特ニ同職ニ云テ生活ノ一大危險ヲ辱ム曾
 テ貴下ハ若槻内閣ノ與常ノ一人トシテ労働者保護ト名付テ
 ル労働組合法案ノ上程ニ與リ探ニ製材協會長トシテ大
 小幾多ノ爭議事實ニ直面シ直接監督ノ地位ヲ以テ不斷水
 行ニタル當ノ人ニシテ進ンテ人ノ非ヲ敢テスル貴下ノ心
 事ノ陋劣非行ハ真ニ人道ノ敵ナルノミナラス深川已民二十萬

ヲ敢斷スルニ至リタシ、今ニシテ雖然悟リテ速ニ爭議團ノ内憂ヲ
 容ルニテラスンハ吾々ハ最早貴下ニ云フヘク何等ノ辞ナシ然リ吾々
 ノ此ニ敢然トシテ貴家ニ戦フ宣スルノミ以下四百名ノ同職工場
 代表者ノ完全ナル階級的決意ヲ俟テ本件ニ関スル猛省ヲ促ス

右次議ス

昭和二年五月十五日

- 相場製材工場一同
- 石垣〃
- 天童〃
- 平岡川〃
- 大和〃
- 和倉〃
- 山三鈴木〃
- 大沢製材所有者
- 大正〃